

第7回 議会の議員の定数等に関する小委員会次第

日 時 平成16年7月29日(木)
午前9時30分
場 所 渋川市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

5 閉 会

【直近の小委員会等の経過】

1 第5回小委員会（H16.6.26）

（1）各市町村議会の意向

定数特例を適用する意見

2つの議会

<内容>

- ・特例を適用する議員定数：44人
- ・設置選挙の際の選挙区の設置：選挙区を設置する。
- ・選挙区の定数：基礎定数を3人とする意見、4人とする意見。

在任特例を適用する意見

4つの議会（うち、1議会については全体集約までには至っていない）

<内容>

- ・在任の期間：1年以内
- ・特例期間中の報酬：現行のとおりとする意見、渋川市と同額、もしくはその他の基準で統一する意見。

（2）小委員会での確認事項

定数特例を適用するか、在任特例を適用するか、引き続き協議を行うこと。
仮に定数特例を適用する場合の議員の定数は、44人から50人程度とすること。

仮に在任特例を適用する場合の在任期間は、1年以内とすること。

特例期間終了後の新市の議員定数は、30人とし、選挙区は設置しないこと。

協議会へ中間報告を行い、協議会委員の意見を受け、再度、小委員会できりまとめを行うこと。

2 第9回任意合併協議会へ中間報告（H16.6.30）

第5回小委員会協議結果について、中間報告

3 第6回小委員会（H16.7.17）

【第6回小委員会確認事項】

「次回小委員会でも方向性を出すこと」

（1）3号委員代表委員の意見

渋川市を除く5町村委員が、在任特例、1年間、同一報酬とする意見

（主な意見）

- ・94人全員を1年間渋川市報酬額としても4年間を考えれば、定数44人の4年間の報酬額と比較して、年間約1千万円ぐらいの違いである。
- ・委員個人としての意見は言えない。定数特例を持ち帰っても説得できない。

- ・議会として集約されているので、持ち帰れない。
 - ・10月に選挙がある。定数ではすぐに選挙となる。
- (2) 4号委員代表委員の主な意見(6名中、4名欠席)
- ・ある程度の人数の必要があるが、住民の理解が得られることが必要。
 - ・議員が責任を持って有権者を納得させることができれば在任もやむを得ないが、納得させることは難しいと思う。
- 報酬の点で同額は、住民に納得が得られない。
- (3) 5号委員の主な意見
- ・住民の合併時の不安を解消するために、議員全員が在任し、責任を持って取り組む必要がある。
 - ・理想も現実も定数特例になっている。94人は多い。
 - ・マスコミ報道から住民運動につながる可能性がある。目的の合併ができなくなる。最初からマスコミにたたかれない案を出すべきである。
 - ・バック(各議会)を背負っての議論は、同じ議論になる。
- 委員個人としての意見を出してはどうか。

< 参考資料 >

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程(抜粋)

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。